

広島県立自然公園条例施行規則及び広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月一日

広島県知事 湯崎英彦

広島県規則第六十一号

広島県立自然公園条例施行規則及び広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(広島県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年広島県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「。以下同じ」を削る。

第三条から第十五条までを次のように改める。

(公園事業の執行の同意又は認可)

第三条 条例第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第四条 条例第八条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

二 第二条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定期間

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、市町が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人があつては、登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

八 事業資金を調達することができることを証する書類

九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二 公園事業の執行に關し土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を收用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その收用又は使用を必要とする理由書

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）

第五条 条例第八条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 条例第八条第四項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は經營を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五 前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

（公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請）

第六条 条例第八条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更しようとする年月日

四 変更を必要とする理由

五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第八条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第七条 条例第八条第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更した年月日

四 変更を必要とする理由

(承継の同意又は承認の申請)

第八条 条例第十条の三第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

四 合併し、又は分割した年月日

五 合併し、又は分割した理由

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

二 第四条第二項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第十条の三第二項の規定による相続の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日

三 公園施設の種類

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 第四条第二項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

（公園事業の休廃止の届出）

第九条 条例第十条の四の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法

四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2 前項の届出書には、第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとす

る。

(同意又は認可の失効の届出)

第十条 条例第十条の五第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類
- 三 失効した年月日
- 四 失効した理由

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類
- 二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

第十一条から第十五条まで 削除

第十七条第一項第一号を次のように改める。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十七条第二項第一号中「五万分の一」を「二万五千分の一」に改め、同条第五項に次の三号を加える。

- 十四 条例第十二条第三項第十四号に掲げる行為の許可申請書 別記様式第十四号
 - 十五 条例第十二条第三項第十五号に掲げる行為の許可申請書 別記様式第十五号
 - 十六 条例第十二条第三項第十六号に掲げる行為の許可申請書 別記様式第十六号
- 第十八条第二項中「平成十五年四月一日」を「その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び平成十五年四月一日」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、「条例第十二条第三項の」を「同項の」に改め、同条第五項中「条例第十二条第三項の」を「同項の」に、「条例第十二条第五項」を「同条第五項」に改め、同条第七項第二号中「前号ハ」を「同号ハ」に改め、同条第十三項中「次のいずれか」を「次のとおり」に改め、同項第一号を次のように改める。
- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

第十八条第十三項第二号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロの前に次のように加える。

- イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

第十八条中第二十六項を第二十九項とし、第二十五項を第二十八項とし、同条第二十四項中「第十三条第三項第十二号及び第十三号」を「第十三条第三項第十五号及び第十六号

」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「第十一條第三項第十一号」を「第十一條第三項第十四号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第十一條第三項第九号及び第十号」を「第十一條第三項第十号及び第十二号」に改め、同項第二号中「若しくは」を「、若しくは」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次の二項を加える。

24 条例第十一條第三項第十一号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

- 一 前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 災害復旧のために行われるものであること。

25 条例第十一條第三項第十三号に掲げる行為に係る許可基準は、第二十三項第一号の規定の例によるほか、同条第三項第十三号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第十八條第二十一項中「第十一條第三項第八号」を「第十一條第三項第九号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十一條第三項第七号」を「第十一條第三項第八号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十一條第三項第六号」を「第十一條第三項第七号」に改め、同項第二号中「（昭和四十五年法律第百三十七号）」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十一條第三項第五号」を「第十一條第三項第六号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十一條第三項第四号」を「第十一條第三項第五号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十一條第三項第三号」を「第十一條第三項第四号」に改め、同項第一号中「第二号」を「次号」に改め、同項第三号中「第二号又は第四号」を「前号又は次号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十一條第三項第三号」を「第十一條第三項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15 条例第十一條第三項第三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十九條中「第十一條第三項第十二号」を「第十一條第三項第十五号」に改める。

第二十条第八号の二中「公共施設用地」を「公共施設用地」に改め、同条第十一号の二中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置する

こと。

第二十条第十七号の二の次に次の十七号を加える。

十七の三 宅地の木竹を損傷すること（条例第十一條第三項第三号の知事が指定する区域において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）。

十七の四 自家用のために木竹を損傷すること。

十七の五 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の六 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の七 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の八 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

十七の九 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十一 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十二 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十三 広島県野生生物の種の保護に関する条例（平成六年広島県条例第一号）第十二条第一項の規定による知事への届出に係る木竹であつて、同条例第六条第二項に規定する指定野生生物種（以下この条において「指定野生生物種」という。）で同条例第九条第一項に規定する特定野生生物種（以下この条において「特定野生生物種」という。）以外のもの（同条例第三十三条第三項の規定による通知に係るものを含む。）又は同条例第十四条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、特定野生生物種に係るもの（同条例第三十三条第二項の規定による協議に係るものと同様のものを含む。）を損傷すること。

十七の十四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条例第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十五 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第二百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

十七の十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、

犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

十七の十九 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要

な範囲内で木竹を損傷すること。

第二十条第二十六条号の十三中「第十一条第三項第九号」を「第十一条第三項第十号」に改め、同条中第二十六条号の十八を第二十六条号の二十五とし、第二十六条号の十七を第二十六条号の二十四とし、同条第二十六条号の十六中「自然公園において」及び「（平成十四年法律第八十八号）」を削り、同号を同条第二十六条号の二十二とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の二十三 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第二十条第二十六条号の十五中「自然公園において」及び「（平成六年条例第一号）」を削り、「鳥獣」を「動物」に改め、「同条例第六条第二項に規定する」及び「同条例第九条第一項に規定する」を削り、同号を同条第二十六条号の二十一とし、同条中第二十六条号の十四を第二十六条号の二十とし、第二十六条号の十三の次に次の六号を加える。

二十六の十四 広島県野生生物の種の保護に関する条例第十二条第一項の規定による知事への届出に係る植物であつて、指定野生生物種で特定野生生物種以外のもの（同条例第三十三条第三項の規定による通知に係るものを含む。）又は同条例第十四条第一項の規定による知事の許可に係る植物であつて、特定野生生物種に係るもの（同条例第三十三条第二項の規定による協議に係るものと含む。）を採取し、又は損傷すること。

二十六の十五 農業を営むために条例第十二条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

二十六の十六 森林の整備及び保全を図るために条例第十二条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

二十六の十七 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十一条第三項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

二十六の十八 宅地内に木竹を植栽すること。

二十六の十九 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第二十条第二十六条号の二十五の次に次の四号を加える。

二十六の二十六 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十二条第三項第十三号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

二十六の二十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の

規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

二十六の二十八 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十六の二十九 家畜を係留放牧すること（条例第十二条第三項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第二十条第二十七号ロ中「(一)」を「(1)」に、「(二)」を「(2)」に改め、同条第二十八条号の二中「通常行われる行為のために」を削り、同条第二十八条号の十四中「立ち入ること」の下に「（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）」を加え、同条第二十八条号の十五及び第二十八条号の十六中「第十一條第三項第十二号」を「第十二条第三項第十五号」に改め、同条第二十八条号の三十一から第三十号までを削り、同条中第二十八条号の三十を第三十一号とし、第二十八条号の二十九を第三十号とし、第二十八条号の二十八を第二十九号とする。

第二十二条第一号イ中「第十七号の二」の下に「、第十七号の八、第十七号の十二号から第十七号の十四まで、第十七号の十六」を加え、「第二十六条号の十五、第二十六条号の十六」を「第二十六条号の十四、第二十六条号の十七、第二十六条号の二十一から第二十六条号の二十三まで」に、「第二十八条号の二十八又は第二十八条号の三十一」を「又は第二十九号」に改め、同号ロ中「第二十六条号の十四」を「第二十六条号の二十」に改め、同条中第二十二条号を第二十三条号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 県又は市町の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

第二十三条第一号中「人数」の下に「又は船舶（ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を含む。）の隻数」を加える。

第二十四条第一項中「第十三条第二項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 申請者の監督の下に立ちに入る者の合計の人数（条例第十三条第七項の認定に係る申請を行いう場合に限る。）

第二十四条第二項中「利用者」を「申請者」に改める。

第二十五条第一項中「第十三条第四項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「立入認定証」を「立入りの認定」に改める。

第二十六条中「第十三条第五項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 再交付を必要とする枚数（条例第十三条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第二十六条の次に次の第一条を加える。

（他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件）

第二十六条の二 条例第十三条第七項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、同条第一項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

第二十七条第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第二十七条第二項中「添付しなければならない」を「添付するものとする」に改める。

第三十二条第三項を次のように改める。

3 条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 行為の目的

三 行為地及びその付近の状況

四 行為の完了予定日

第三十四条第一号中「第十一号の四」を「第十一号の五」に改める。

第三十五条第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第四十一条第六号を削り、同条第五号中「別記様式第十八号」を「別記様式第二十二号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「別記様式第十七号」を「別記様式第二十一号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「別記様式第十六号」を「別記様式第二十号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「別記様式第十五号」を「別記様式第十九号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「別記様式第十四号」を「別記様式第十八号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 条例第十条の七第二項の身分証明書 別記様式第十七号

第四十二条第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

別記様式第一号考1(1)及び別記様式第二号考1(1)中「5万分の1」を「2万5,000分の1」に改める。

別記様式第十九号を削る。

別記様式第十八号(裏)を次のように改める。

広島県立自然公園条例（抄）
(実地調査)

第三十八条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に關し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇十 (省略)

十一 第三十八条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

(裏)

別記様式第十八号を別記様式第二十二号とする。
別記様式第十七号(裏)を次のように改める。

広島県立自然公園条例（抄）

（利用のための規制）

第二十五条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起させること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌惡の情を醸させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用

者に著しく迷惑をかけること。

二 知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第一号に掲げる行為をしている者があるときは、その職員に、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

三 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇八 （省略）

九 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに

第二十五条第一項第一号に掲げる行為をした者

十 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに

同条第一項第二号に掲げる行為をした者

十一 （省略）

別記様式第十七号を別記様式第二十一号とする。

別記様式第十六号（裏）を次のように改める。

広島県立自然公園条例（抄）

（報告徵収及び立入検査）

第二十三条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十一條第三項若しくは第十二條第三項第六号の規定による許可を受けた者又は第二十一條第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命じられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十一條第三項、第十二條第三項第六号、第二十一條第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるとときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、又は第十一條第三項各号、第十二條第三項第六号若しくは第二十一條第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (省略)
八 第二十三條第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(以下省略)

別記様式第十六号を別記様式第二十号とする。

別記様式第十五号(裏)を次のように改める。

広島県立自然公園条例（抄）

（中止命令等）

第二十二条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十一条第三項若しくは第十二条第三項の規定、第二十条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（裏）

別記様式第十五号を別記様式第十九号とする。
別記様式第十四号（裏）を次のように改める。

広島県立自然公園条例（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第十九条 知事は、第十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に關し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 （省略）

四 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(以下省略)

（裏）

別記様式第十四号を別記様式第十八号とする。

別記様式第十一号中「第11条第3項第13号」を「第11条第3項第16号」に改め、同様式

(備考) 1(1)中 「5万分の1」を「2万5,000分の1」に改め、同様式を別記様式第十六号として、
同様式の次に次の1様式を加える。

(表)

印	平成 年 月 日交付	身分証明書	写真	第号	この証明書を携帯する者は、広島県立自然公園条例第十条の七に規定する立入検査等を行う職員である。
				氏名 生年月日	

この証明書を携帯する者は、広島県立自然公園条例第
十一条の七に規定する立入検査等を行う職員である。

広島県立自然公園条例（抄）
(報告徴収及び立入検査)

第十条の七 知事は、第八条第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関する立入検査を求める場合、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(以下省略)

(裏)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4用紙。

別記様式第十一号中「第11条第3項第12号」を「第11条第3項第15号」に改め、同様式

(備考) 1(1)中「5万分の1」を「2万5,000分の1」に改め、同様式を別記様式第十五号とする。

別記様式第十一号中「第11条第3項第11号」を「第11条第3項第14号」に改め、同様式

(備考) 1(1)中「5万分の1」を「2万5,000分の1」に改め、同様式を別記様式第十四号とする。

別記様式第十一号中「第11条第3項第10号」を「第11条第3項第12号」に改め、同様式

(備考) 1(1)中「5万分の1」を「2万5,000分の1」に改め、同様式を別記様式第十二号とする。

名又は名称」に改め、同様式を別記様式第十一号とする、同様式の次に次の二様式を加える。

特別地域内動物の放出許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様
 住所 法人にあつては、主たる事務所の所
 氏名 在地及び名称並びに代表者の氏名

広島県立自然公園条例第11条第3項第13号の規定により、公園特別地域内における本来の生息地でない動物の放出の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的	場所
着	管 理 方 法
予定日	備 考
元	考

（備考）

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「公園」の箇所には、当該公園の名称を記入すること。
- (2) 「場所」欄には、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- (4) 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種名まで）を記入すること。
- (5) 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該地周辺の風致の維持に影響を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあっては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に広島県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第九から「第11条第3項第9号」及「第11条第3項第10号」に改め、同様式
(備考)

一(二)「5万分の1」を「2万5,000分の1」に改め、同様式^(備考)「名前」を「氏
名又は名称」に改め、同様式を別記様式第十から、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第11号（第17条関係）

特別地域内植物の植栽等許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様
 住所 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 ㊞

広島県立自然公園条例第11条第3項第11号の規定により、公園特別地域内における本来の生育地でない植物の植栽等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的				
場所				
行為地及びその付近の状況				
植栽（は種）する植物の種類				
施 行 方 法				
植 栽 （ は 種 ） 面 積				
植 栽 （ は 種 ） 数 量				
管 理 方 法				
予 定 日	着 手	平成 年 月 日		
備 考	了	平成 年 月 日		

（備考）

添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施工方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図
- (4) その他行為の施工方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「公園」の箇所には、当該公園の名称を記入すること。
- (2) 「場所」欄には、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「植栽（は種）する植物の種類」欄には、植栽又はは種をする植物の種類（変種である場合は、変種名まで）を記入すること。
- (5) 「管理方法」欄には、植栽又はは種をする植物種が当該地周辺の風致の維持に影響を及ぼさないための措置等を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に広島県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4とする。

別記様式第八句「第11条第3項第8号」又「第11条第3項第9号」に改ぬ、回様式 (備考)

一(二)「5万分の1」又「2万5,000分の1」に改ぬ、回様式を別記様式第九句とする。

別記様式第七句「第11条第3項第7号」又「第11条第3項第8号」に改ぬ、回様式 (備考)

一(二)「5万分の1」又「2万5,000分の1」に改ぬ、回様式を別記様式第八句とする。

別記様式第六句「第11条第3項第6号」又「第11条第3項第7号」に改ぬ、回様式 (備考)

一(二)「5万分の1」又「2万5,000分の1」に改ぬ、回様式を別記様式第七句とする。

別記様式第五句「第11条第3項第5号」を「第11条第3項第6号」に改ぬ、回様式 (備考)

一(二)「5万分の1」又「2万5,000分の1」に改ぬ、回様式を別記様式第六句とする。

別記様式第四句「第11条第3項第4号」又「第11条第3項第5号」に改ぬ、回様式 (備考)

一(二)「5万分の1」又「2万5,000分の1」に改ぬ、回様式を別記様式第五句とする。

別記様式第三句「第11条第3項第3号」又「第11条第3項第4号」に改ぬ、回様式 (備考)

一(二)「5万分の1」又「2万5,000分の1」に改ぬ、回様式を別記様式第四句とし、別記様式第一句の次に次の一様式を追加する。

様式第3号（第17条関係）

特別地域内木竹の損傷許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様
 住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所〕
 氏名 〔在地及び名称並びに代表者の氏名〕 ㊞

広島県立自然公園条例第11条第3項第3号の規定により、
 公園特別地域内における木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的			
場所			
行為地及びその付近の状況			
損傷物の種類			
施行方法			
損傷物の数量			
損傷方法			
着手予定期	手	平成 年 月 日	
完了備考	了	平成 年 月 日	

(備考)

- 1 添付図面
 (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 (2) その他行為の実施方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「公園」の箇所には、当該公園の名称を記入すること。
 (2) 「場所」欄には、市郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。
 (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 (4) 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記入すること。
 (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 ア 他の法令により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況
 イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諸否又はその見込み
 ウ 過去に広島県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名又は名称
 (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(広島県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十八年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ハ(ル)中「その他の道」の下に「第十三号及び第十七条第十一号を除き、「を加え、同条中第十号を第十四号とし、第九号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 道路、広場、田、畠、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあること。

第十五条第八号の次に次の三号を加える。

九 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないと。

十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと。

第十六条に次の四号を加える。

九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の

予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十二 前各号に掲げる行為に付帯する行為

第十七条第八号ト(イ)中「第四条第六項」を「第五条第六項」に改め、同条中第八号を第十二号とし、第七号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ロ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ニ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ヘ 漁業取締のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ト 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

チ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十二条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

リ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

第十七条第六号の次に次の二号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

ホ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

チ 広島県野生生物の種の保護に関する条例（平成六年広島県条例第一号）第十二条第一項の規定による知事への届出に係る木竹であつて、同条例第六条第二項に規定する指定野生生物種で同条例第九条第一項に規定する特定野生生物種（以下この号において「特定野生生物種」という。）以外のもの（同条例第三十三条第三項の規定による通知に係るものと含む。）又は同条例第十四条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、特定野生生物種に係るもの（同条例第三十三条第二項の規定による協議に係るものと含む。）を損傷すること。

リ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヌ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八 森林の整備及び保全を図るために条例第十六条第四項第八号の知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十六条第四項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定す

る区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

口 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するためには犬を放つこと。

ハ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

(1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(2) 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

第十七条に次の一号を加える。

十三 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は条例第十六条第四項第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為若しくは条例第十六条第四項第六号に掲げる行為で同条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに付帯する行為

第十九条第一号中「第八号イ」を「第十二号イ」に、「第八号ハ」を「第十一号ハ」に改め、同条に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる行為に付帯する行為

第二十三条第六号ニ中「第十七条第八号ニ」を「第十七条第十二号ニ」に改める。

第二十四条中「行なわせる」を「行わせる」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「附された」を「付された」に改める。

第三十二条第六号イ中「第十七条第八号ニ」を「第十七条第十二号ニ」に改める。

別記様式第一号(裏)を次のように改める。

広島県自然環境保全条例（抄）

（中止命令等）

第十九条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十六条第四項若しくは第十七条第三項の規定に違反し、若しくは第十六条第五項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による处分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（裏）

- 2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。
- 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第四十四条 第十九条第一項若しくは第二項又は第二十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

別記様式第二号(裏)を次のように改める。

広島県自然環境保全条例（抄）
(報告及び検査等)

第二十条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の許可を受けた者若しくは第十八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をするべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十六条第四項各号、第七条第三項本文若しくは第十八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができること。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（准用）

第二十七条 第二十条の規定は緑地環境保全地域の区域内における行為に関する報告及び検査等について、第二十一条第二項の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。

この場合において、第二十条第一項中「第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の許可を受けた者若しくは第十八条第二項」とあるのは「第二十五条第三項」と、「第十六条第四項各号、第十七条第三項本文若しくは第十八条第一項各号」とあるのは「第二十五条第一項各号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条において準用する第二十条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七条において準用する第二十条第一項」と、「第二十一条第二項中「第十六条第七項又は第十八条第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別記様式第三号(裏)を次のように改める。

(裏)

広島県自然環境保全条例（抄）

（実地調査）

第三十九条 知事は、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域（以下「保全地域」という。）の指定若しくはその区域の拡張、保全計画（県自然環境保全地域に関する保全計画及び緑地環境保全地域に関する保全計画をいう。以下同じ。）の決定若しくは変更又は保全事業（県自然環境保全地域に関する保全事業及び緑地環境保全地域に関する保全事業をいう。以下同じ。）の執行に關し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第三十九条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

（裏）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十二年広島県条例第一号。以下「整備条例」という。）第一条による改正後の広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号。以下「新自然公園条例」という。）第八条第九項の規定は、整備条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。

3 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の広島県立自然公園条例施行規則（以下「旧自然公園条例施行規則」という。）の規定により提出されている同意又は認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この附則に特段の定めがあるものを除き、この規則の施行後は、第一条の規定による改正後の広島県立自然公園条例施行規則（以下「新自然公園条例施行規則」という。）の相当規定に基づいて、新自然公園条例施行規則の規定により提出されている同意又は認可の申請書又は届出書並びにこれらの添

付書類及び図面とみなす。

- 4 この規則の施行前に旧自然公園条例施行規則第三条（旧自然公園条例施行規則第十五条において準用する場合を含む。）の申請書又は協議書に係る申請又は申出がされた場合における認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に旧自然公園条例施行規則第六条後段の規定により届け出なければならないこととされている管理又は経営方法の変更については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行前に旧自然公園条例施行規則第六条第一項（旧自然公園条例施行規則第十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行前に旧自然公園条例施行規則第六条第一項の規定によりされた承認又は同意（この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認又は同意を含む。）は、新自然公園条例第八条第六項の規定によりされた認可又は同意とみなす。
- 8 この規則の施行前に旧自然公園条例施行規則第七条（旧自然公園条例施行規則第十五条において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認の申請又は届出は、新自然公園条例第十条の四の規定によりされた届出とみなす。
- 9 この規則の施行前に旧自然公園条例施行規則第八条第一項（旧自然公園条例施行規則第十五条において準用する場合を含む。）の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。
- 10 整備条例第一条の規定による改正前の広島県立自然公園条例（以下「旧自然公園条例」という。）第八条第二項又は第三項の公園事業の執行の同意又は認可を受けた広島県立自然公園条例施行規則第二条第七号の施設については、新自然公園条例第八条第四項第五号に掲げる事項に係る変更について同意又は認可の申請書の提出を要しない。
- 11 この規則の施行前に発生した事項につき旧自然公園条例施行規則第十条（旧自然公園条例施行規則第十五条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
- 12 この規則の施行前に旧自然公園条例施行規則第四条第一項（旧自然公園条例施行規則第六条第三項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第七条若しくは第十一条第三項（これらの規定を旧自然公園条例施行規則第十五条において準用する場合を含む。）の規定又は旧自然公園条例施行規則第十二条第一項若しくは第十三条（これらの規定を旧自然公園条例施行規則第十五条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した行為（附則第四項又は第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。）を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。

13

この規則の施行前に旧自然公園条例第八条第三項の認可を受けた者（この規則の施行後に附則第四項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。）についての新自然公園条例第十条の五第三項の規定の適用については、旧自然公園条例施行規則第九条（旧自然公園条例施行規則第十五条において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（この規則の施行後に附則第四項、第六項又は第九項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新自然公園条例第八条第十項の規定により付された条件とみなす。

14 公園事業の執行の認可を受けた者がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなつた場合を除く。）における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

15 新自然公園条例施行規則第十八条及び第二条の規定による改正後の広島県自然環境保全条例施行規則第十五条の規定は、この規則の施行後にされる広島県立自然公園条例第十一条第三項及び広島県自然環境保全条例（昭和四十七年広島県条例第六十三号）第十六条第四項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。

13